

外国証券情報 (アリババ・グループ・ホールディング)

<証券情報>

- (0) 大和コード: AO-011-2584
- (1) 有価証券の種類及び名称: アリババ・グループ・ホールディング 2019年11月28日満期米ドル建普通社債
- (2) 発行地及び上場・非上場の区分: グローバル市場/香港証券取引所に上場 (2019年8月30日現在)
- (3) 発行日: 2015年11月25日
- (4) 発行額: 2,217.29百万米ドル (2019年8月30日現在)
- (5) 利率及び利払金の決定方法: 額面金額に対して年2.50%
- 利払金に関し定めのない期間は当該期間を1ヶ月30日換算した日数を360日で除したものをを用いて日割計算。また支払い期日のずれによる利払金の調整は原則行わない。
- 支払い期日にニューヨーク、香港、北京が休業日なら翌営業日支払い
- (6) 利払日: 毎年5月28日、11月28日の年2回
- (7) 償還期限: 2019年11月28日に満期償還
- 発行体は発行額の全部またはその一部を、いつでも発行体の任意で期限前償還することができる。償還価格は、2019年10月28日より前なら@100.00%もしくは米国債利回り+15bpで計算される価格のいずれか高い方、以降は@100.00%となる。一部償還が実施される場合、償還対象となる債券は上場している証券取引所もしくは預託機関の条件に従って決定される。
- (8) 償還金額及び償還金の決定方法: 償還期限前に償還または買入消却されない限り、額面金額で償還
- トリガーイベントが発動された場合、債券保有者は発行体に対し、全部または一部を額面金額の@101.00%で買戻しを要求する権利を有する。当該告知はトリガーイベント発動後、30日以内に行われる。
- なお、トリガーイベントとは以下の二つの条件を同時に満たす場合を意味する。
- ①規制等の変更により発行体及びグループ会社の事業活動が違法となり、事業活動を通じて経済的利益を獲得することが不可能となった場合。
- ②規制等の変更後においても事業活動により継続して経済的利益を獲得することが可能である、もしくは、規制等の変更が当該債券の元利金の支払いに重大な影響を与えない、との意見を第三者機関より取得し、規制等の変更後12ヶ月以内に受託会社に提出できなかった場合。
- (9) 受託会社又は預託機関: DTC、ユーロクリア、クリアストリーム
- (10) 担保又は保証に関する事項: (11)に記載
- (11) 他の債務との弁済順位の関係: 本債券及び利払は、発行者の無担保かつ非劣後の債務であり、それらの間で優先劣後関係はなく、発行者のその他すべての現在および将来の無担保かつ非劣後の債務と同順位
- (但し、財務上の特約及びその他の定めに従う)
- (12) 発行、支払及び償還に係る
準拠法: ニューヨーク州法